



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3 階

2014 年 11 月 14 日発行

TEL: 03 (5395) 2631 FAX: 03 (5395) 2831 E-mail: sougei@zjk.or.jp

全腎協 通院介護委員会

透析患者向け介護保険入門ブックレット第 1 弾を作成

全腎協・通院介護委員会は、会員向けに介護保険の解説ブックレット『はじめての介護保険』を作成し、腎友会を通じた配布を開始いたします。

近年、透析患者の高齢化が加速したことから、全腎協には介護に関する問い合わせが増えています。なかでも“介護保険は制度が複雑で、よくわからない”“市町村のパンフレットは、文字が多くて読むのが大変”という声が多いことから、全腎協では、透析患者向けの介護保険のブックレット（手引き）が必要だと判断しました。そこで作成されたのが、今回のブックレットです。

ブックレットは通院介護委員会が制作・監修し、内容は、透析患者が介護保険を利用しようとした時に必要になる基本的な情報を中心しています。文字を大きく、イラストを多用するなど高齢者にとって読みやすい形式を意識している点が特徴といえるでしょう。また、今回のブックレットは主にこれから介護保険を利用しようとする“初心者向け”ですが、通院介護委員会ではこの続編として、“介護保険の利用を開始した患者向け”の第 2 弾の作成を来年度に予定しています。

通院介護委員会では、従来の要望活動や調査研究に加え、今後は高齢透析患者のニーズに即したツール作成も積極的に行っていきたいとしています。今後作成が検討されているものとしては、前述の介護保険ブックレット

第 2 弾のほか、透析患者向けの高齢者向け施設（特養・老人ホームなど）に関するブックレットなどがあります。全腎協の発行するツールの情報は、新たな動きがあり次第、“はーと・なび”などでお伝えいたします。

『はじめての介護保険』



仕様：A4 フルカラー 11 ページ

※『はじめての介護保険』をご希望の会員の方はお住まいの都道府県の腎友会までお問い合わせ下さい。内容に関するお問い合わせは、全腎協事務局までお願いいたします。

《トピックス》

練馬区 行政と送迎団体「災害時の透析患者移送に関する連絡会」発足へ

東京都練馬区では、災害時の透析患者輸送確保のために、行政が中心となり、区内のボランティア送迎事業所、介護タクシー事業者、透析施設などから成る「災害時の透析患者移送に関する連絡会」を立ち上げるべく、準備が行われています。

「災害時の透析患者移送に関する連絡会（以下、連絡会と表記）」は巨大地震などの震災発生時に、透析施設の被災状況や透析可否などの情報を関係者が共有し、区内の通院送迎事業所が通常の送迎業務の枠を超え、協働して患者輸送を行うことをめざしています。そのために、練馬区では区が中心となった情報共有のしくみ作りや、連絡会加盟団体に対する災害時の通行禁止除外・ガソリンの優先確保などを盛り込んだ協定の締結などを今後行っていく予定です。

現在、連絡会には「NPO法人 腎臓病連絡協議会 すずらの会」をはじめとする区内の腎友会系ボランティア送迎団体（3団体）と、透析施設など8つの組織・団体が加盟しています。今後は事務局の立ち上げや、連絡会加盟組織による災害時の情報共有のための情報伝達訓練（11月30日実施予定）などが予定されており、本格的始動にむけてより活動が活発化するものと見込まれます。

長岡市喜多町地区通院送迎支援部会 デマンド交通に移行のため活動休止

2002年から活動が続けてきた「長岡市喜多町地区通院送迎部会（以下、喜多町地区送迎部会と表記）」が、本年7月末日をもって活動を休止しました。

喜多町地区送迎部会では主に透析患者ボランティアがドライバーとなり、長岡市内4

透析施設への送迎を、福祉有償運送の登録を行わないスタイル、いわゆる「無償」で行ってきました。今後、約16名の利用者は、市内を運行する「長岡市福祉デマンドネットワーク研究会」を利用することになります。

「長岡市福祉デマンドネットワーク研究会」は3年前に発足した透析患者の通院に特化したデマンド対応型交通であり、現在、約60名の患者が利用しています。喜多町地区送迎部会では同デマンド交通の運行が順調であることを受けて、患者ボランティア中心の運営よりもデマンド交通のほうがより安定的な送迎が可能であると判断し、今年に入り、デマンド交通の利用について利用者やそのご家族の理解を得たうえで、利用者の方の段階的な移行を行ってきました。そして、利用者の移行が完了したことにより、喜多町地区送迎部会は12年間の活動に区切りをつけました。喜多町地区送迎部会ではこの度の休止を。“発展的な”休止であるにとらえています。

厚生労働省 特養部屋代・ショートステイ介実施要件について改定案提示

厚生労働省は特別養護老人ホーム（特養）および有料老人ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）実施要件について、の改定案を発表しました。

まず特養では、現在は介護保険の対象で利用者負担が1割に抑えられている特養の相部屋の部屋代について、保険対象から外し、全額実費を徴収する案を発表しています。特養の部屋代は、個室は2005年から全額自己負担となっており、今回の相部屋実費徴収は利用者間の負担バランスをとることが目的とみられています。なお、全額自己負担となる方は一定以上の収入のある利用者に限

られます。なお、厚労省では同改定を来年4月からの実施を目指したいとしています。

一方、短期入所生活介護（ショートステイ）に関しては、規制緩和の方針を打ち出しています。具体的には、介護保険による一時宿泊サービスである短期入所生活介護（ショートステイ）を実施できる施設の要件を緩和し、利用者増を目指すとしています。

現在、ショートステイの入居者枠は全国的に少なく、全国の利用者は月数百人程度にとどまっているといわれています。その理由の一つとされるのが、施設側に課されている要件です。ショートステイを行うためには、①開設から3年以上が経過、②入居者が定員の80%以上いる、③ショートステイの利用者が全体の定員の10%以内、などの条件を施設側が満たす必要があります。緩和案では、「入居者が定員の80%以上いる」の条件は廃止し、空き部屋の多い施設ではより積極的にショートステイを受け入れることができるようになるなど、入居者枠が広がるような内容が提案されています。要件緩和の背景には、近年問題視されている「お泊りデイ」を規制し、「お泊りデイ」の利用者をショートステイへと移行させたいという考えがあるとみられます。

いずれも、今後の厚労省の動向について注視が必要です。

《事務局より》

■全腎協 講師派遣制度をご活用下さい！

全腎協では腎友会・送迎事業所の立ち上げを検討している方等を対象に、通院送迎に関する勉強会、講演会への講師派遣を行っております。通院送迎や介護保険、またその周辺知識に関する講演会、勉強会等の催しの際にぜひご活用下さい！

【テーマ】

- 全腎協通院介護支援事業の歴史
- 福祉有償運送とは
- 送迎事業所の開設ノウハウ
- デマンド型交通導入のノウハウ
～地域ぐるみの送迎システム構築について～
- 介護保険と通院送迎
- 富山型デイサービスとは など

【講師】

馬場 享 通院介護委員長（全腎協副会長）

金子 智 通院介護委員（全腎協常務理事）

池田 充 通院介護委員 ほか

【お申し込み方法】

希望開催日の2ヶ月前までに、“通院送迎の講師派遣希望”として、全腎協事務局・送迎担当までお電話下さい。その際、テーマと講師についてご希望をお聞かせ下さい。

TEL：03-5395-2631

※お電話は 13：30～18：00 にお願ひします

その他、本件に関するお問い合わせ等も、上記までお願いいたします。皆さまからのお問い合わせをお待ちしております。

■7～9月活動状況報告書についてお願い

いつも通院介護支援事業「活動状況報告書」をご送付いただきありがとうございます。通院送迎事業所の皆さまにはお手数ですが、7月～9月分の活動状況報告書のご提出を、お願いいたします。

事務局にとって、活動状況報告は日頃の皆様の活動や状況、要望を知ることができる大切な報告書です。お忙しいところ恐れ入りますが、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

